産業別高齢者雇用推進ガイドライン1

患者等給食業 高齢者の活躍に向けたガイドライン

高齢者の活躍に向けた ガイドライン

〜高齢者の活躍で安全・安心な食事の提供を〜

や自動化システムといった調理の技術進歩に られている。 なっている。特に調理業はデスクワークと異な 食を提供している患者等給食業では、チルド化 あり、改めて身体機能の低下を補う対応が求め り、長時間の立ち仕事や力仕事といった側面が 部分では体力面での不安といった課題が鮮明と なっている反面、高齢者雇用の〝継続〟という よって、これまでよりも高齢者の活用が可能と 病院などにおける治療の一環として、患者へ

面でも鍵となる。 業員に継続して勤務してもらうことが事業経営 ており、高齢になっても働き手として多くの従 また、人手不足が多くの事業所で課題となっ

では、高年齢者雇用安定法の改正をはじめ、高 「第1章 高齢者雇用施策が求められる背景」 本ガイドラインの構成は次の通りである。

> 業促進について、②チルド化や自動化システム ことをふまえ、新たな環境変化への対応とし 状況をデータで明らかにしている。患者等給食 各企業の声を紹介している。 でにさまざまなアプローチや工夫を行っている の課題をあげ、これらの課題を解決すべく、す 齢従事者のデジタル活用スキルについての三つ から見たメリット・デメリットについて、③高 など調理技術等の進歩による高齢者雇用の側面 て、①「働き方改革」の一環である高齢者の就 業で高齢者はすでに貴重な労働力となっている とともに、患者等給食業における高齢者雇用の 齢者の活躍が求められる社会的背景を整理する

り組みのポイント)」では、各社において高齢 して、患者等給食業の「高齢者の活躍による安 者雇用推進施策の検討に役立てることを目的と 第2章 高齢者雇用の推進に向けた視点(取

> 援機関などを紹介している。 の課題解決に向けて相談ができる支援制度、支 年齢者雇用安定法のQ&A」を掲載するととも の働き方の変化への対応」の五つの視点をもと ことができる取り組み」、「視点5 高齢従事者 の対応」、「視点4 高齢従事者が継続して働く ガイドライン」(厚生労働省)や、高齢者雇用 法の内容をより深く理解できるように「改正高 とで、参照しやすいように取りまとめている。 対して、参考となる事例を体系的に整理するこ に異なることから、具体的な課題や懸念事項に 模や事情により課題解決へのアプローチは個々 に、取組みのポイントや具体的な課題、参考と 点2 高齢従事者を含む人材戦略・人材育成」 全・安心な食事の提供」を可能にしていくため に、「高年齢労働者の安全と健康確保のための なる事例などを整理している。なお、企業の規 「視点3 高齢者の意向把握やモチベーションへ 「視点1 高齢者が働きやすい環境づくり」、「視 「第3章 資料編」では、 高年齢者雇用安定

公益社団法人 日本メディカル給食協会

連絡先 〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町15-1

TEL 03-5298-4161 CYK 神田岩本町フ階

нttps://www.j-mk.or.jp/